

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

都城市長 池田 宜永

市町村名 (市町村コード)	都城市 (45202)
地域名 (地域内農業集落名)	志和池東部 (上水流西区、上水流東区、上水流中区、平原区、下水流1区、下水流2区、下水流3区、巢立、岩満)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年10月19日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【担い手の確保・育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作者の年齢割合は、70歳以上が高く、そのうち、後継者未定や不明な農地も多くあり、農地の維持・保全のためには受け手の確保が必要不可欠である。 ・規模拡大より、良い農地を貰って悪い農地を返すという状況になっている。 <p>【農地の集積・集約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の投入量が異なるため、園芸農家と畜産農家とのシャッフルは難しい。 <p>【基盤整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備が進んでいない地区もあり、圃場ごとに段差があるため様々な作業に手間取り、時間を要している。 <p>【畑かん】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畑かんについては、作物によっては必要である。畑かんが有効活用されていない地域もある。 <p>【鳥獣被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、イノシシ、シカの被害を受けるようになった。 ・ビニールハウス等の園芸施設が、カラスやトンビの被害を受け損傷する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・水田を活用した普通作物(主食用米、加工用米)を主要作物としつつ、園芸作物(カンショ、サトイモ、ダイコン、ニンジン、ホウレンソウ、タマネギ、ゴボウ、カボチャ、マンゴー、施設キュウリ、施設イチゴ、ニラ)、飼料作物(トウモロコシ、牧草、飼料用米)、工芸作物(茶)等の団地化を形成する。 ・今後、新規就農者の就農や中心経営体の規模拡大にあわせて、畑かん事業で整備した用水を活用した施設野菜や露地野菜の導入を図る。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	519.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	519.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・「農業上の利用が行われる農用地等の区域」については、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

・担い手(専業農家・兼業農家)を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地利用最適化推進委員、農地中間管理事業推進員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・今後、農地の相続等に伴い地権者が地区外に在住するケースが多くなることが予想されることから、賃料の支払いや貸借契約を円滑に進めるために農地中間管理機構を活用していく。
 ・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
 ・新規就農者、農業生産法人、都会からの農業移住希望者等に対する支援を地域と関係機関が一体となって行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・農業機械を所有していない土地持ち非農家や、農作業ができない高齢者等には、地区内の農作業受託組織等への委託を促す。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

・被害状況を把握し、侵入防止柵や檻の設置等を検討して、被害防止の構築等に取り組む。

⑧農業用施設

・地域で生産から加工販売までできる食品製造施設の設置。

⑩その他

・農作業を受託するコントラクター事業の組織化及び支援。